

●香川県告示第355号

二級河川財田川水系財田川について、昭和42年香川県告示第211号で指定した河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のように廃止する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県西讃土木事務所において縦覧に供する。

平成21年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止区域

次の図面の赤色で着色した部分に該当する土地の区域

（「次の図面」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県西讃土木事務所において縦覧に供する。）